古文書の「覚書」について、補足をいたします。





判読しにくい文字です。

「御参種」と書かれています。「参」は「蚕」(かいこ)のことで、「サン」と発音します。「蚕」の音を数字の「参」と当てています。

「蚕種」の意味で、厚紙に産み付けさせた蚕蛾の「卵」のことです。 養蚕を行うために「蚕の卵」を業者から購入します。

「御」とは、蚕は「お蚕様」と、敬称を付けて呼ばれていました。 『明治26年蚕種枠の代金は、3枚で1円50銭。百姓の日雇い賃 金は、1日15銭』、上繭売価1石1斗4升で36円30銭』(郷土史 事典)蚕種の購入代金も繭の売り上げ代金も、高価であったようです。



「可免屋」「直蔵」「代太助」と読みます。販売側です。 丸印には「相州 亀屋 吉澤」とありますので、「可免屋」は、 「亀屋」が正しい標記ですが、音を合わせてこの記入になって います。

亀屋は、相州(相模国)の吉澤中村で薬屋を営み、あわせて、 当時需要の多かった「蚕種」も販売していました。

「代太助」は「亀屋の当主直蔵に代行して」いることを表し、 押印があります。



「蚕種」の購入側です。

寺田縄村の「操吾様」、御世話人様、御役頭様と記されています。購入の御世話人(仲立人?)「次郎左衛門」の名前があります。

ひと際大きな文字で「御役頭」と記されています。 寺田縄村の「蚕種」の取引は、購入者が自由な取引はできず、 推測するに、「蚕種」を管理する組織、役柄があったと思わ れます。加えて、地域には、養蚕そのものを管理する役どこ ろが、組織されていたとも、考えられます。